八　健康保険法第百二十八条第五項の日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは特別療養費の支給の調整に関する事務　当該日雇特例被保険者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

第二条第四号中「若しくは」を「又は」に改め、「被扶養者」の下に「若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）」を加え、「道府県民税又は」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「（大正十一年法律第七十号）」及び「（平成九年法律第百二十三号）」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十五条第二項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務　当該被保険者に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

第三条第十二号中「若しくは」を「又は」に改め、「道府県民税又は」を削り、同号を同条第十四号とし、同条第十一号中「若しくは」を「又は」に改め、「道府県民税又は」を削り、同号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　健康保険法施行規則第九十八条の二第一項の組合管掌健康保険の被保険者による特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

第三条第十号中「若しくは」を「又は」に改め、「道府県民税又は」を削り、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「若しくは」を「又は」に、「被扶養者」を「被扶養者等」に改め、「道府県民税又は」を削り、同号を同条第十号とし、同条第八号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　当該確認に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

第三条第八号を同条第九号とし、同条第七号ロ中「道府県民税又は」を削り、同号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号ロ中「若しくは」を「又は」に、「被扶養者」を「被扶養者等」に改め、「道府県民税又は」を削り、同号を同条第六号とし、同条第四号中「若しくは」を「又は」に改め、「被扶養者」の下に「若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）」を加え、「道府県民税又は」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「医療保険各法又は」を「医療保険各法若しくは」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「健康保険組合が管掌する健康保険（以下この条において「組合管掌健康保険」という。）」を「組合管掌健康保険」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　健康保険法第五十五条第二項の健康保険組合が管掌する健康保険（以下この条において「組合管掌健康保険」という。）の被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務　当該被保険者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

第四条第二号中「次条第四号」を「次条第六号」に改め、同号ロ中「道府県民税又は」を削る。

第五条中第六号を第八号とし、第一号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　船員保険法第三十三条第一項の療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給又は同条第五項の家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族葬祭料若しくは家族出産育児一時金の支給の調整に関する事務　当該被保険者に係る健康保険法による保険給付の支給に関する情報

二　船員保険法第三十三条第三項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給の調整に関する事務　当該被保険者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

第六条第三号中「若しくは」を「又は」に、「被扶養者」の下に「若しくは被扶養者であった者（以下この条において「被扶養者等」という。）」を加え、「道府県民税又は」を削り、同条第四号イ中「若しくは」を「又は」に、「被扶養者」を「被扶養者等」に改め、「道府県民税又は」を削り、同条第五号及び第六号イ中「道府県民税又は」を削り、同条第七号を次のように改める。

七　船員保険法施行規則第三十八条第一項の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

ロ　当該確認に係る被扶養者又は当該者に係る船員保険法施行規則第二十六条第一項の届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第六条第八号中「被扶養者」を「被扶養者等」に改め、「道府県民税又は」を削り、同条第九号及び第十号中「若しくは」を「又は」に改め、「道府県民税又は」を削り、同条第十一号中「若しくは」を「又は」に改め、「道府県民税又は」を削り、同号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一　船員保険法施行規則第八十七条の特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

第七条第一号中「の認定」を「のうち養子縁組によって養親となることを希望する者の認定又は同法第六条の四第二項の養育里親の登録」に改め、同号イ中「都道府県民税」の下に「（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二　法別表第二の十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第十二条第五項の障害児養育年金の額の調整に関する事務　当該障害児養育年金を受ける障害児に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当又は同法第十七条の障害児福祉手当の支給に関する情報

二　予防接種法施行令第十三条第五項の障害年金の額の調整に関する事務　当該障害年金を受ける者に係る次に掲げる情報

イ　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の障害基礎年金の支給に関する情報

ロ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当又は同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給に関する情報

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条　法別表第二の二十二の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二の同法第三十条の規定による費用の負担の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該費用の負担を受ける精神障害者に係る次に掲げる情報とする。

一　健康保険法による保険給付の支給に関する情報

二　船員保険法による保険給付の支給に関する情報

三　国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

四　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

五　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報